

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 9 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 坂本 修一

光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 3 件
- (2) 農地改良届について 1 件

5. 議 事

議案第 17 号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について 1 件

6. その他

農業者年金加入推進について

事務局長	令和 6 年度第 6 回の総会を開催いたします。本日の総会は委員さんは全員出席で推進委員の田中委員さん、福島委員さん、菅田委員さんが欠席となります。それではお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。本日は 9 月の総会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は議案も少ないようですけど、どうぞ最後までよろしく願いしたいと思います。それでは議事の方に進めさせてもらいたいと思います。 本日の議事録署名委員の指名についてということで 10 番の川井委員、11 番の森田委員にお願いしたいと思います。 4 番の報告事項で農地の合意解約についてということで 3 件あります。事務局より説明をお願いします。
事務局	説明の前に備考のところの解約後に貸借予定の方の名前を間違えています。修正をお願いいたします。失礼しました。説明に入ります。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第 9 の 3 の(3)の規定により、通知があったことを報告します。解約が 3 件ありまして 3 件とも坂本郷の借主さんが借りられていたんですけど、規模縮小をされるということで 3 件解約があがっています。1 件目が彼杵宿郷の射場ノ久保の農地で 5 筆あります。もう 1 件が別の貸主さんの同じく射場ノ久保の農地、全て茶畑になります。射場ノ久保の茶畑 3 筆分になっております。場所が 5 ページから載せています。3 件ともすぐ近くにある茶畑です。広域農道の町の工業団地から大村方面に行きまして、萌香園の工場がある下の農地です。この解約後は別の方が中間管理機構を通じて借りる予定になっております。2 件目もすぐ近くの農地で先ほどの農地のすぐ上になります。そちらも解約後は同じ方が中間管理機構を通して借りる予定になっております。3 件目も先ほどの 2 件目のすぐ南の茶畑になります。こちらも解約後は先ほどと同じ方が中間管理機構を通して借りる予定にされています。 次に、先ほどの農地を借りられていた方が、3 件農地を返却するので、この機会に他に基盤強化で借りられている農地を、中間管理機構で借り換えたいということで、場所は上柳ノ迫の農地 1 筆で、工業団地の広域農道交差点から上って行ってロータリーを過ぎて、更に上って水道施設があるんですけど、そこの少し大村より下の方の農地になります。一旦基盤強化を解約して中間管理機構に借りなおすということで、この農地 1 筆だけは借り換えということで、他の農地とは異なっています。説明としては以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。私の担当の地域でありまして最初の 3 件は先ほど事務局から説明がありましたように、借り主も決まっていらっしゃるということで問題ないかと思います。4 件目がちょっと離れたところの農地でありますけど、借り換えということで説明があったとおりです。この件で何かご質問とかありましたらお受けしますけど、ないでしょうか。無いようでしたら次の報告事項に進めさせてもらいま

	すけど、(2)の農地改良届についてということで事務局から説明をお願いします。
事務局	農地改良届の1件報告があります。場所が太ノ浦郷 676-5、856-17 で2つとも茶畑になっております。土地の所有者はもう亡くなられていまして、息子さんが管理をされています。改良の届出をされたのが、お父さんの名前が書いてあるんですが、届関係をお父さんがされているんですけど、農地台帳では実際の耕作者は息子さんになっておりますのでそのへんの書き方になっております。施工は11月1日から来年の3月31日までの予定になっております。目的は茶畑の改良です。同意書は土地の所有者の息子さんから同意して頂いております。次のページに場所が載っているんですけど、場所が町道宿太ノ浦線の脇になるんですけど大野原高原線と交わるところのすぐ近くの農地です。太ノ浦バス停すぐ下側の農地になります。一応見てもらえれば分かるんですけど、所有者の農地の同意をと説明を先ほどしたんですけど、矢印の1番のこの境界が一部となりの別の方の山林が入っているのでこちらでも急遽同意書も追加で頂いています。茶畑の改良の内容なんですけど、宿太ノ浦線の町道側の農地を1m程削って下の農地の方に盛土をして傾斜を緩やかにするのが内容で、今日の午前中に地元委員の福田さんと森さんと事務局と会長で現地を確認しまして町道がありますので余り深くしないようにと、町道に影響がないようにと控えてから土地を削るよという意見が出されております。十分気を付けてしますということでした。11ページから写真を載せていますのでご覧になられていると思います。説明は以上になります。
議長	はいありがとうございました。今説明がありました通り現地確認の方はこういう意見でしたので地元委員の福田委員さんと森委員さんと事務局と私ということで今日の朝から行ってきました。現地の委員さんから補足とか何かありましたらお願いしたいと思えますけど、
福田委員	特に無いです。大丈夫だと思います。
議長	先ほどの事務局から話があったように町道の境界ですね、あと横の道が同意者の家に行く道路になっています。同意があったという事で、お互い問題ないかと思います。この件に関しまして何かご質問とかご意見とかありましたらお受けしますけど、無いでしょうか。無いようでしたら報告を終わります。それでは議事の方に入りたいと思います。 議案第17号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。賃貸借権設定になります。場所が木場郷の842-2、同じく木場郷の845、二つ

議長	とも田んぼになります。842-2 が 250 m²、845 が 2,121 m²で 2 筆合計で 2,371 m²になります。中間管機構を通して木場郷の借主さんが借りられるという内容です。2 筆で 16,911 円 2 年 8 か月の契約になっております。2 年目から賃料が発生する内容です。次の 15 ページから航空写真で場所を載せています。場所は広域農道の木場農事研修施設に行く交差点から少し彼岸の方に行った田んぼになります。842-2 については別の方の農地なんですけど、もう町外に出られて連絡がとれないということで今回の田んぼを借りるような内容になっております。簡単ですが以上になります。 はい、ありがとうございました。この件につきまして何かご質問とかご意見とかありましたらお受けしますけども、事務局から説明があったように 842-2 のとなりが所有者不明で所有者不明の場合は貸し借りはできなかったんですけど、現在は中間管理機構を使えば借りることが出来るということで今回このようになっております。何かご質問とかご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、何もないでしょうか。何もないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは申請番号 17 番の農地中間管理事業法第 19 条の 2 につきまして問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせて行きたいと思います。ありがとうございました。 5 番の議事につきましてはこれで終了となります。 6、その他 農業者年金加入推進について 省略
----	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

10 番

11 番